

令和元年6月高浜市議会定例会会議録（第4号）

日 時 令和元年6月21日午前10時

場 所 高浜市議場

議事日程

- 日程第1 議案第45号 高浜市税条例等の一部改正について
議案第46号 高浜市都市計画税条例の一部改正について
議案第47号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について
議案第48号 高浜市上水道事業給水条例の一部改正について
議案第49号 高浜市公共下水道条例の一部改正について
議案第50号 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の一部改正について
議案第51号 工事請負契約の締結について
- 日程第2 議案第52号 令和元年度高浜市一般会計補正予算（第2回）
議案第53号 令和元年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第1回）
- 日程第3 議案第54号 調停申立て等について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

1番	荒川義孝	2番	神谷直子
3番	杉浦康憲	4番	神谷利盛
5番	岡田公作	6番	柴田耕一
7番	長谷川広昌	8番	黒川美克
9番	柳沢英希	10番	杉浦辰夫
11番	北川広人	12番	鈴木勝彦
13番	今原ゆかり	14番	小嶋克文
15番	内藤とし子	16番	倉田利奈

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市長 吉岡初浩

副市長	神谷坂敏
教育長	都築公人
企画部長	深谷直弘
総合政策グループリーダー	榊原雅彦
秘書人事グループリーダー	杉浦崇臣
ICT推進グループリーダー	山下浩二
総務部長	内田徹
行政グループリーダー	中川幸紀
行政グループ主幹	久世直子
財務グループリーダー	竹内正夫
市民部長	中村孝徳
市民窓口グループリーダー	内藤克己
経済環境グループリーダー	板倉宏幸
経済環境グループ主幹	都筑達明
税務グループリーダー	亀井勝彦
福祉部長	加藤一志
地域福祉グループリーダー	加藤直
地域福祉グループ主幹	唐島啓一
介護障がいグループリーダー	野口恒夫
福祉まるごと相談グループリーダー	野口真樹
健康推進グループリーダー	磯村和志
健康推進グループ主幹	鈴木美奈子
こども未来部長	木村忠好
こども育成グループリーダー	磯村順司
文化スポーツグループリーダー	鈴木明美
都市政策部長	杉浦義人
土木グループリーダー	杉浦睦彦
都市計画グループリーダー	田中秀彦
防災防犯グループリーダー	神谷義直
上下水道グループリーダー	清水洋己
会計管理者	三井まゆみ
学校経営グループリーダー	岡島正明
学校経営グループ主幹	鈴木剛

監査委員事務局長 山本時雄

代表監査委員 伴野義雄

職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 大岡英城

主 査 加藤 定

主 査 神谷直子

議事の経過

○議長（北川広人） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の進行に御協力いただきますようよろしくお願いをいたします。

午前10時00分開議

○議長（北川広人） ただいまの出席議員は全員であります。よって、これより会議を開きます。

ここで、監査委員に就任されました伴野義雄氏から発言を求められておりますので、これを許可します。

代表監査委員。

○代表監査委員（伴野義雄） お許しを得ましたので、一言御挨拶を申し上げます。

ただいま御紹介にあずかりました伴野義雄でございます。

このたびの本会議におきまして、選任の御同意を賜りましてありがとうございました。

高浜市の監査委員を仰せつかるわけでございますが、監査制度につきましては地方自治法の改正により、充実強化の見直しがされてきております。こうした中、もとより浅学非才ではありますが、効率的、効果的な監査の実現に向けて、その職務を全うすべく努力をしておりますので、御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

どうぞ今後よろしくお願いいたします。

○議長（北川広人） 監査委員におかれましては、これにて退席をされますので、よろしくお願いをいたします。

次に、当局より発言を求められておりますので、これを許可します。

学校経営グループ。

○学校経営G主幹（鈴木 剛） お願いいたします。

さきの一般質問2日目、13番、今原ゆかり議員の外国籍児童・生徒の指導についてで訂正をお願いいたします。

日本語指導が必要な外国籍児童・生徒に係る教員の配置や通訳の状況についての質問に対する答弁において、私が今年度新たにタガログ語の通訳が試行的に市に配置される予定で、希望によ

り学校への派遣が可能になりますと答弁した内容の、タガログ語の通訳をベトナム語の通訳に訂正していただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（北川広人） 教育長。

○教育長（都築公人） 同様でございますが、外国籍児童・生徒の指導の課題と今後の対応についての質問で、私が今年度は試行的にタガログ語の通訳が配置されると答弁した内容の、タガログ語の通訳をベトナム語の通訳に訂正していただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（北川広人） 副市長。

○副市長（神谷坂敏） 同じく一般質問2日目における2番、神谷直子議員の関連質問について訂正をさせていただきます。

学齢期の外国人児童・生徒の人数につきまして、高浜市に住所がある外国の方は6歳から15歳までで366人であり、今学校に通っている290人との差76人くらいは高浜市内の学校には在籍していないということになりますと答弁をいたしました。が、平成31年、本年の3月31日現在で、学齢期に当たる6歳から14歳までで336人でありまして、今学校に通っている290人との差は46人というふうに訂正をさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（北川広人） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） 私も同じく2日目の18日に、8番議員のほうから一般質問をいただきまして、その質問の内容で、私自身が調べて後ほど回答しますということで、答弁の保留をいたしておりました。その件についてお答えをしたいと思います。

まず、御質問をいただきましたのは、議会からの資料請求に回答した平成30年8月14日付30高第69号で共通仮設費の根拠について、県のホームページ参照とあり、県のホームページを参照したところ、解体工事の共通仮設費は、産廃処分費を除いた直接工事費の1%と足場などの費用の積み上げとなっている。

共通仮設費は共通仮設費算定表と記載されているが、算定表がついていないので計算根拠がわからない。共通仮設費から省いた金額を知りたいので、産廃処分費が幾らになるかという問いをいただきました。

答えといたしまして、この御質問の趣旨は、勤労青少年ホーム解体工事及び南テニスコート撤去工事の設計書における産廃、いわゆる取り壊しにより発生をする発生材の処分費の金額をお尋ねをいただいたというふうな理解をいたします。

そこで、取り壊しによる発生材の処分費につきましては、平成30年5月25日付30高議第43号にて市議会議長より資料請求をいただき、資料のほうを提出いたしております、高浜市勤労青少年ホーム解体工事及び南テニスコート撤去工事の設計書の項目のほうを、後ほど御確認をいただきたいと思ひますが、名称の項目欄には、例えば廃材の集荷、運搬、搬出、処分、フェンス撤去処

分、照明灯撤去処分、アスファルト舗装撤去、アスガラ処分を含む等々の記載になっております。すなわち、これは撤去、取り壊し費用、発生材の運搬費用と処分費等が一つになっておりまして、金額につきましても同様に内容が一つのくくりになっておりますので、取り壊しによる発生材の処分費のみの算定はできませんので、よろしく願いいたします。

〔発言する者あり〕

○議長（北川広人） これは訂正ですので、訂正は議長の許可でさせていただくということですので、御了承ください。

それと、当局の方々に申し上げますけれども、答弁をしっかりといただくこと。答弁をする気持ちは当然持っていてありがたいことなのですけれども、やはり間違っていることを伝えられますと、このような事態になります。そこのところだけ重々お願いをしておきたいと思えます。

次に、6月6日に議会運営委員会が開催されておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長、鈴木勝彦議員。

暫時休憩いたします。

午前10時7分休憩

午前10時9分再開

○議長（北川広人） 休憩前に引き続き会議を始めます。

議会運営委員会の報告を求めます。

議会運営委員長、鈴木勝彦議員。

○議会運営委員長（鈴木勝彦） おはようございます。

委員長としての確認を怠りまして、申しわけありませんでした。

御指名をいただきましたので、議会運営委員会の御報告を申し上げます。

去る6月6日に委員全員出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。

市長より、議案第54号 調停申立て等についてが追加提出され、説明を受けた後、その取り扱いについて検討した結果、議案第54号について、本日、日程を追加し、上程、説明、総括質疑後、福祉文教委員会に付託することに決定いたしました。

皆様方の御協力をお願い申し上げます。報告といたします。

○議長（北川広人） 本日の議事日程は、ただいま報告がありました議案第54号 調停申立て等についての1議案を追加し、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北川広人） 御異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあ

ります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

なお、審議の途中において、執行部のグループリーダー等が席を移動することがありますので、あらかじめ御了承をお願いいたします。

○議長（北川広人） 日程第1 議案第45号から議案第51号までを会議規則第34条の規定により一括議題とし、総括質疑を行います。

なお、質疑に当たりましては、第何号議案であるかお示しいただきますようお願い申し上げます。

3番、杉浦康憲議員。

○3番（杉浦康憲） では、一つ質問させていただきます。

議案第45号の市税条例の一部改正についてですが、消費税が10%に引き上げられることを予想されて、法人市民税の法人税割の税率が下げられるとなっていますが、これにおいて、高浜市にどれぐらいの影響があるのか教えてください。

○議長（北川広人） 税務グループ。

○税務G（亀井勝彦） 御質問のありました消費税10%へ引き上げる段階におきまして、地域間の税源の隔たりを是正し、財政力の格差を縮小するために、法人税割の税率が現行の9.7%から6%に引き下げられます。税率の引き下げにつきましては、本年10月1日以後に開始する事業年度から適用されるため、本年度につきましては引き下げの影響額はございません。

令和2年度におきましては、原則予定申告のみの影響となります。

令和3年度以降におきましては、通年で税率の引き下げの影響が出てくることとなります。

影響額につきましては、法人市民税の課税標準は各法人の各事業年度の確定申告における法人税額、国税となっておりますので、税率の引き下げの影響額については、現時点ではお答えできませんが、おおむね引き下げの前と比べますと、4割程度の減少になるのではないかと考えられます。

ちなみに、平成29年の決算及び平成30年度の決算見込み等を参考に試算しますと、高浜市におきましては約2億円程度の減収と見込んでおります。

○議長（北川広人） 3番、杉浦康憲議員。

○3番（杉浦康憲） ありがとうございます。

今、試算されると約2億円ということで、かなり大きな金額と思うのですが、その分は何か補填するとか何か削減するとか、当てがあるのでしょうか。

○議長（北川広人） 市民部長。

○市民部長（中村孝徳） 減額分の補填という御質問だと思いますけれども、法人税割の税率の

引き下げによる減収分に対しましては、新たに創出されます法人事業税交付金、こちらの交付金が、県のほうから市町村へ、従業者数に応じて交付されるということでございます。

それと、もう1点、地方消費税交付金のほうも増額される見込みでございます。税率の引き下げに伴う減収を補填する仕組みのほうは用意されておるといってございます。

○議長（北川広人） ほかに。

1番、荒川義孝議員。

○1番（荒川義孝） 議案第50号の介護保険料の軽減について、幾つか質問のほうよろしく願います。

平成27年度より、年金収入の少ない高齢者や生活保護の受給者といった所得段階1の介護保険料が軽減されてまいりましたが、今回10月に予定されております消費税10%の引き上げに伴いまして、所得段階が1から3までの方の保険料の軽減が拡充されるものと理解しております。

そこで、保険料軽減を受ける対象者につきましては、どのような方でどのくらいみえるのか、また、軽減される保険料の額について教えてください。

○議長（北川広人） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（野口恒夫） 軽減対象者でございますが、世帯全員が住民税非課税であり、かつ本人の合計所得金額と課税年金収入の合計額が80万円以下の所得段階1の方で964名。80万円を超え120万円以下の所得段階2の方で、562名。120万円を超える所得段階3の方で577名。合計2,103人を予定してございます。65歳以上の高齢者9,210人の約22.8%の方が対象となる予定でございます。

また、軽減される額でございますが、所得段階1の方で年間5,130円の減額、所得段階2の方で年間8,550円の減額、所得段階3の方で年間1,710円の減額となる予定でございます。

○議長（北川広人） 1番、荒川義孝議員。

○1番（荒川義孝） ありがとうございます。

市内の高齢者の約4分の1の方が対象となるわけでございますね。

それでは、今後のスケジュール等についてでございますが、いつから、どのように保険料の軽減を受けるのか。また、対象者への周知方法についても教えていただけますか。

○議長（北川広人） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（野口恒夫） 普通徴収では8月分から、特別徴収は10月分から減額した保険料を反映して納付していただく予定でございます。

周知方法につきましては、本年8月10日前後に発送予定の介護保険料の納付通知書の中に、今回の保険料軽減の説明文を同封しまして、周知を図ってまいりたいと考えております。

○議長（北川広人） 1番、荒川義孝議員。

○1番（荒川義孝） ありがとうございます。

今回の改正によりまして、低所得者の軽減強化によりまして、所得段階1から3の保険料が下がるわけですが、今回介護事業全体を考えますと、保険料の収入の減は財源不足につながっていくと考えられますが、その点いかがでしょうか。

○議長（北川広人） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（野口恒夫） 今回の減額分につきましては、事業費が不足しないように、国が2分の1、県と市が4分の1ずつ公費で賄うため、財源不足となることはございません。

○議長（北川広人） 1番、荒川義孝議員。

○1番（荒川義孝） ありがとうございます。

では、最後に近隣市の改正状況について教えていただきますとともに、また、この改正によりまして、消費税が10%に上がった場合が前提となっております。これまで、過去に2回消費税増税の延期が実施されておりますことから、仮に消費税が上がらなかった場合はどういった対応になるか教えてください。

○議長（北川広人） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（野口恒夫） 近隣の5市でございますが、全て本市と同様に6月議会で改正を予定してございます。また、消費税が上がらない場合でございますが、これは高浜市に限らず全国的なものでございます。その場合には、再度国から通知があると思っておりますので、国の方針を踏まえて対応してまいりたいと考えております。

○議長（北川広人） ほかに。

8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） それでは、議案第51号 工事請負契約の締結についてお伺いいたします。

これは高浜の市立小・中学校の空調設備の整備事業を一括発注方式で設計、施工、一括発注方式で9億3,390万円という非常に大きい金額でやっていただいておりますけれども、何社ぐらいの応募があったのか、前のときに説明があったと思っておりますけれども、再度お答えいただきたいと思っております。

それから、うちのほうは特別教室までエアコンを入れることになっておりますけれども、新聞報道ですと、普通教室を入れるところが多くて、特別教室まではなかなか入れる学校や何かはないということが報道でされていましたが、高浜市がなぜ特別教室までエアコンを入れるようにしたか、その辺のところもお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（北川広人） 学校経営グループ。

○学校経営G（岡島正明） まず、1点目の御質問の入札の関係ですが、議案参考資料9ページのところで、入札参加資格確認社名が2社、実際に入札に参加されたのが1社ということで御理解いただきたいと思っております。

2点目の特別教室にという空調を設置する理由ということでございますが、まず小・中学校へ

のエアコン設置につきましては、児童・生徒が意欲を持って学べる学習環境への改善を図るということとか、健康面への配慮を考えて事業を進めております。そこで、主に2点ほど理由があると思うのですが、1点目につきましては、児童・生徒の観点ですけれども、年間を通じてどこにいても児童・生徒が学習意欲を低下させることなく学べる環境を整えると。もう1点は、災害時、特に市民の皆さんにも少し関係するのですが、災害時に高齢者や乳幼児など、安心して避難できるように、特別教室のエアコンを整備しておくことは防災機能強化につながるという、主に以上の2点の理由により特別教室にも入れるということでございます。

○議長（北川広人） ほかに。

15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 説明資料の第45号、軽自動車の関係ですが、この説明資料ですと令和元年10月1日から取得に対する課税が軽自動車の環境性能割市税、所有に対する課税も市税となっているのですが、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は当分の間県が行うと、この下になっていますが、この間の事情がよくのみ込めないで、詳しく教えてください。

○議長（北川広人） 税務グループ。

○税務G（亀井勝彦） 御質問のありました軽自動車税環境性能割につきましては、消費税が10%に引き上げられます本年10月1日より、新たに自動車取得税に変わって創設されるものでございます。これにつきましては、今御質問のありましたように、自動車を取得する時に新たに課税される税でございまして、現在自動車取得税が県税とされている観点から、今回新たに創設する際に当たりまして、当分の間は、県が環境性能割を徴収し、その分につきまして市町村に交付するという制度になっております。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） そのことはわかるのですが、これ知らない方が、例えば9月に自動車を買おうと、取得しようといった場合には、どのようになるのでしょうか。お示してください。

○議長（北川広人） 税務グループ。

○税務G（亀井勝彦） 9月に取得される場合につきましては、消費税が上がる前ですので、今の従来どおり自動車取得税という形で、県のほうに税を納めていただく形になります。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） そうすると、取得税で9月に納める。それで、10月からは軽自動車の環境性能割になるということなんですが、その10月以後の、取得税を納めてある人は環境性能割は納めなくて、その後はずっと納めるということはないということでしょうか。

○議長（北川広人） 税務グループ。

○税務G（亀井勝彦） 御質問のありましたように、軽自動車税の環境性能割につきましても、取得時ですので、1回取得のときに納めていただければ終わりとなります。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 第47号ですが。

今回の改正で、7割軽減については変わりがないと。5割、2割については28万円になるのと、27万5,000円が28万円、それから50万円が51万円になるということなのですが、これで減額される世帯は何件ぐらいあるのかということと、それから、これは医療分とか後期高齢者支援分とかあるのですが、それはどの関係で影響が出てくるのか、お示してください。

○議長（北川広人） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（内藤克己） 今回の条例改正に伴います軽減対象世帯につきましては、5割軽減の対象となる世帯につきましては、改正前が1,336世帯ありましたが、改正後は1,360世帯ということで、24世帯ほど増加すると見込んでおります。また、2割軽減対象世帯につきましては、改正前1,170世帯から改正後が1,181世帯ということで、11世帯ほど増加すると見込んでおります。

今回の軽減対象につきましては、医療分、後期分、介護分ありますが、応益割部分、いわゆる均等割と平等割部分の軽減対象になりますので、よろしくお願ひします。

○議長（北川広人） ほかに。

15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 40歳代の御夫婦と子ども2人の世帯で、どれぐらいの影響が出てくるのかお示してください。

○議長（北川広人） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（内藤克己） 40歳代の夫婦の世帯ということなのですが、こちら限度額の改正と軽減基準額の改正と、2種類ありますので、恐らくこの40歳代で子どもさんお二人という世帯につきましては、課税限度額の超過に当たるかどうかというところを見ますと、仮に、ちょうど昨年度内藤議員が6月議会で同様の質問をされておりますので、そちらと同じモデルとしてお答えさせていただきたいと思ひます。

40歳代の夫婦と子ども2人の4人世帯、仮に年間の総所得金額が500万円とした場合ということで、昨年度も同じ御質問をいただきましたが、このような世帯につきましては、今回の改正が行われましても影響はありません。今申し上げた世帯でいきますと、年間の保険税額が66万4,000円ほどになると試算をしております。

以上です。

○議長（北川広人） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（北川広人） ほかに質疑もないようですので、これをもって議案第45号から議案第51号までの質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第45号から議案第51号までについては、会議規則第36条第

1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、各常任委員会に付託いたします。

○議長（北川広人） 日程第2 議案第52号及び議案第53号を会議規則第34条の規定により一括議題とし、総括質疑を行います。

なお、質疑に当たりましては、ページ数及び款・項・目・節をお示しいただくようお願いいたします。

8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） それでは、議案第52号、その31ページの勤労青少年ホーム跡地発生土等運搬処理費等負担金4,264万9,000円の減額の内容と、負担金の補正は今後もあるのかお答えください。

○議長（北川広人） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 負担金の減額の内容ということでございますけれども、市が排出事業者となって運搬、処分する委託料を、3月補正で上程をさせていただいておりますけれども、その金額を差し引きしているということと、あと、栗本建設工業と負担金の上限額の変更協定というのを結んでおります。そのときの減額分ということで、合わせて4,264万9,000円となっております。

それから、今後も負担金の減額があるかということでございますけれども、6月末に作業内容のほうで完了する予定となっております。その完了を待って、さらに減額ということも見込んでおります。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 今、3月補正で高浜市が排出事業者として処理することになった720立米の産廃処分費を、負担金から委託料に変更したために、負担金を減額するという答弁がありましたが、私が以前から何度も質問していますように、650立方メートルと720立方メートルの関係ですが、総務部長は650立方メートルの土量の掘削は、竣工検査で確認していますが、竣工検査では720立方メートルの土量は確認していませんとのことでしたが、企画部長は650立方メートルの土量を掘削すれば膨らみますので、それを測量したら720立米の土量があったということだと説明をされています。今回、排出する土の重量換算係数は2という説明をされていますので、もしも650立米であれば1,300トン、720立米であれば1,440トンとなり、140トンの違いが生じますが、どちらの数字で計上されているのか、お答えください。1トン当たりの運搬処分費についても、あわせてお答えください。

○議長（北川広人） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） 今、御質問いただきました委託料に計上し直した土の量は、前も御答

弁を何度もしておりますけれども、720立米、私ども職員がはかりに行きまして、体積は720というふうにはかっておりますので、それを委託料の排出の数字という形で計上をさせていただいております。

それから、排出の金額ということをおっしゃられておりますけれども、中身につきましては、処分費は負担金と同等の金額というふうでございます。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 負担金の同等の金額ということですが、金額をはっきりお答えください。

○議長（北川広人） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） 産廃税を込んで2万1,900円でございます。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） わかりました。

今、企画部長が答弁されましたように、720ということで1立米当たりの係数は2ということです。それが、720が正しいということであれば1,440トン、これでやっておみえになるわけですが、650の土と720の土というのは同じ土ですので、650は竣工検査でやっているけれども、720のほうは写真で説明をされてみえるわけです。そうしますと、そのところで140トンその違いが出るわけですが、そうすると、140トンに2万1,900円、この数字をかけるとそれだけの差が出てくるわけですね。それはどうなんですか。お答えください。

○議長（北川広人） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） もう一度整理をしていただくと、私どもは720立米という体積の部分からまずはおっしゃっておりますけれども、その部分の排出を仮定の、先ほどから8番議員おっしゃっておりますけれども2.0と、重さの比重は2.0という仮定でという形で排出をしております。最終的には、過去の答弁でも申し上げておりますが、これは当然排出をする処理場のほうで計測をして、計量をいたしますので、その部分できちんと清算をしていきたいというふうに御答弁をいたしておりますのでよろしく申し上げます。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） くだいようですが、納得できません。

650の量は竣工検査で確認したと。総務部長、答弁しておみえになりますよね。720も総務部長は確認しているんですか。お答えください。

○議長（北川広人） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 私が議会で御答弁申し上げましたのは、検査としては、すき取りの面積とすき取りの深さ、これが設計書にある650立米と合っているか。設計書との数値を確認をしたということで、何度も御答弁をさせていただいております。

今回は、その720立方メートルを負担金ではなくて委託料として支払うということについては、平成30年度の第9回補正予算で御審議いただいて、御可決をいただいております。今回の補正の内容は、負担金から委託料に移しかえた分、その部分が、平成30年度の補正では既に当初予算が提出した後で対応ができませんでしたので、令和元年度の補正予算で減額をさせていただくと申し上げております。当該部分を減額をさせていただいたということが、私どもの答弁の内容になります。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） どうしてそういう答弁になるんですか。

私が聞いているのは、650は竣工検査で設計書から見て確認したと。720は竣工検査で確認しているのか、確認していないのか、それをお答えください。

○議長（北川広人） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） このことも確認しておりませんとお答えを申し上げてきたところでございます。

○議長（北川広人） 8番議員に申し上げます。

今回のこの補正予算の部分でございますけれども、どうぞお座りください。これは、今8番議員から出ている質疑に関しましては、もう既に議会において議決がされて執行されておることありますので、もし質問をされるのであれば、今の内容であるのであれば、決算委員会あるいは一般質問、そういったところでやっていただくのが適正だというふうな判断をさせていただきたいと思っております。

今回は、予算のいわば組みかえというところで御理解をしていただいて、それに対する質疑を許可をしたいと思います。

8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） それでは、片方のやつにまたかえさせていただきますけれども、とにかく今の650と720というのは、前の議会で決まったことだから、それは今回のやつとは外れると。その理屈は私はおかしいと思っております。

それで、続けて質問をさせていただきますけれども、今の内容で、最終的に先ほど文化スポーツグループリーダーの説明では、今後栗本のやっておる負担金の減額はあるかもしれないと、そういうふうに言うておみえになりますけれども、その数字はわかっているわけでしょうか。

○議長（北川広人） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 先ほども申し上げましたように、まだ完了報告というのをいただいておりますので、額は確定しておりません。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） いつ出るわけでしょうか。

○議長（北川広人） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） いつ出るかということは申し上げられませんが、協定の期間というのが6月30日までというふうになっておりますので、そこまでには出るであろうと考えております。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） わかりました。

出たら早急にその数字を議会のほうにも報告をしてください。

それから、もう1点。

29ページのところですけれども、そのところに審査決定取消請求訴訟等業務委託料53万2,000円と、賃借物返還調停等業務委託料16万2,000円の増額の内容についてお答えください。

○議長（北川広人） 行政グループ。

○行政G主幹（久世直子） 審査決定取消請求訴訟等業務委託のほうについて御説明申し上げます。

今回の補正予算に含まれておりますのは、7月分以降3月まで必要と見込まれる報酬日当と、交通費等の実費でございます。着手金及び4月から6月までの報酬日当等につきましては、裁判所に指定された期日が4月でしたので、既に予備費として50万円を充用して予算措置いたしております。成功報酬金につきましては、支払い時期や額について流動的な部分がございますので、今回の予算内には含まれておりません。

○議長（北川広人） 健康推進グループ。

○健康推進G（磯村和志） 賃借物返還調停等業務委託料16万2,000円につきましては、この後議案第54号で御説明をさせていただきます調停申し立て等を行うにあたっての弁護士委託料でございます。着手金、日当、交通費等が含まれておるものでございます。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 最初、ちょっとマイクが聞こえなかったもので、どこの件だということを言われましたか。それを再度お願いします。

○議長（北川広人） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 審査決定取消請求訴訟等業務委託料は、この内容はどのようなものかという御質問だったと思います。このことにつきましては、5月27日の全員協議会で御報告を申し上げます。市が評価した土地及び評価資産の評価が高額であるとして、市の固定資産評価審査委員会に審査の申し出がなされたものでございます。市は評価が適正であるとして申し出を棄却いたしましたので、このことに対して訴えが提起をされたものでございます。

また、これらのことにつきましては、議案説明会でも申し上げているところでございます。

○議長（北川広人） ほかに。

14番、小嶋克文議員。

○14番（小嶋克文） 同じく、議案第52号の予算書の31ページで、新規事業の8ページですけれども。今回、骨髄提供者に対する補助が、新たに新規として出されたのですけれども、今、全国的に白血病なんか、ニュースでよく聞きますけれども、全国的にこういった骨髄提供者を待っておられる方がどのくらいみえるのか。もし、数字的なものをつかんでおれば、お願いいたします。

それと、今回の県支出金、半額が市で半額が県でございますけれども、今回、県でこういった事業を行われる県が、すべてやっておられるのかと、その点でお願いいたします。

○議長（北川広人） 健康推進グループ。

○健康推進G（磯村和志） まず、骨髄提供を待っていらっしゃる患者が全国でどの程度いらっしゃるかということでございますが、私どものほうではその数は把握しておりません。

それから、こちらの事業は愛知県が本年度から実施しております事業でございますけれども、全国的に実施をしておるのかどうかということにつきましても、私どものほうでは把握をいたしておりません。

○議長（北川広人） 14番、小嶋克文議員。

○14番（小嶋克文） これ、県は全部、自治体は全部行っているのですね。県の自治体は。

○議長（北川広人） 健康推進グループ。

○健康推進G（磯村和志） 愛知県が今年度から、骨髄提供者等に助成金を交付する事業でございますけれども、4月1日現在では、愛知県内では32の市町村で事業を実施をしておるということで伺っております。

○議長（北川広人） 14番、小嶋克文議員。

○14番（小嶋克文） 最後ですけれども、こういった手術、入院ができる病院というのは、近隣だとどこがありますか。

○議長（北川広人） 健康推進グループ。

○健康推進G（磯村和志） 申しわけございません。医療機関までは、私ども掌握いたしておりません。

○議長（北川広人） ほかに。

5番、岡田公作議員。

○5番（岡田公作） 29ページの地域内分権推進事業についてお聞きします。

コミュニティ助成事業補助金において、購入予定の備品の数量について、何を何個購入したのか、お伺いいたします。

○議長（北川広人） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） コミュニティ助成事業補助金でこういったものを整備するかというような御質問であるかと思いますが、今回コミュニティ助成事業補助金を活用する高浜の防災を

考える市民の会から提出されております申請書、こちら防災の会に補助金として交付して、防災の会が整備をするのですが、その申請書の中では発電機1台、防災LEDマルチライト3個、コードリールが4個、移動式かまどが1台、イージーアップテント1張り、ブルーシート10枚入りが1箱、あとLEDランタンが11個、カセットコンロ5個を購入予定と聞いてございます。

○議長（北川広人） 5番、岡田公作議員。

○5番（岡田公作） ありがとうございます。詳細がわかりました。

次に、災害協定を結び、災害発生時に活用するとお聞きしましたが、災害発生後のどのようなタイミングで、またどこから誰が各種備品をどのように供給するのか。また、供給場所についてもあわせてお聞かせください。

○議長（北川広人） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（神谷義直） 御質問の災害発生時の資機材の使用に関する各種のルールづくりについてでございますが、本補正予算の採決後に補助金の交付先となります高浜の防災を考える市民の会と、仮称ではございますが、災害時における資機材の使用に関する覚書の締結に向けた話し合いを進めてまいりたいと考えております。

現在のところ、資機材の使用に関する内諾についてはいただいておりますが、具体的な調整はこれからという状況でございます。

また、購入予定の災害用資機材は碧海町にございます高浜南部第2ふれあいプラザの敷地内で保管をされると聞いております。本施設は避難所にも指定をしておりますことから、災害時にはこれらの資機材につきましては、本施設への使用が最も可能性が高いと想定をしております。なお、今後交わします覚書の締結に際しましては、日ごろから避難所運営を含む地域防災活動の中心的な役割を担っていただいております地元の町内会や、まちづくり協議会の皆様とも情報共有を図りながら、御意見などを伺う中で進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（北川広人） 5番、岡田公作議員。

○5番（岡田公作） ありがとうございます。

いざというときのために、しっかりと役割を決めていただいて、周知徹底のほうも今後よろしくをお願いします。

また、先日、高浜の防災を考える市民の会が主催する防災アカデミーの開講式に出席しました。非常にすばらしい取り組みだと思っておりますので、今後もサポートのほうをよろしく願いいたします。

○議長（北川広人） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（北川広人） ほかに質疑もないようですので、これをもって議案第52号及び議案第53号

の質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第52号及び議案第53号については、会議規則第36条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、各常任委員会に付託いたします。

○議長（北川広人） 日程第3 議案第54号 調停申立て等についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

福祉部長。

○福祉部長（加藤一志） それでは、議案第54号 調停申立て等について御説明申し上げます。

本案は賃借物の返還にあたり相手方との協議が不調となったため、返還条件について、市と相手方との間で合意を図る必要があることから、裁判所に民事調停の申し立て等を行うものでございます。

調停申し立てをする相手方は現所有者、賃借物は高浜市青木町九丁目6番37の土地及びその土地に存する建物であります。また、調停が不成立になったときや必要があるときは、裁判所に訴訟を提起することができるものとしております。

説明は以上でございます。よろしく願い申し上げます。

○議長（北川広人） これより質疑に入ります。

10番、杉浦辰夫議員。

○10番（杉浦辰夫） まず、調停申し立てをする相手方についてお聞きします。

賃貸借物となっておりますものづくり工房・あかおにどんは、もともと市内の瓦屋さんが持っていたのだと思います。所有者は変わっていないのか、また賃借物返還についての協議が不調となったため、今回返還条件についての調停を求めるとありますが、双方の考えにどのような隔たりがあったのか、お願いします。

○議長（北川広人） 健康推進グループ。

○健康推進G（磯村和志） 議員御質問のとおり、ものづくり工房・あかおにどんは、瓦工場の倉庫を市が改修しまして、介護予防拠点施設として、平成12年10月にオープンしており、当時の所有者と賃貸借契約を結びました。その後、途中で所有者が変わったことから、新たな所有者と改めて契約を締結しております。

次に、物件の返還にあたりましては、原状に回復すると契約書に定められていますが、この原状回復について、市と相手方の考えに隔たりがございます。今回の場合、原状といたしましてもさまざまな原状がありまして、ものづくり工房・あかおにどんに改修する前の瓦工場の倉庫の状態、次に、ものづくり工房・あかおにどんに改修した後の状態、そして、所有者が変わった時点での状態があります。これらの原状のうち、どの原状へ回復するかで隔たりがあります。

このため、相手方とは協議を重ねましたが、当事者同士では合意に至らなかったことから調停

申し立てを行うことにいたしました。

○議長（北川広人） 10番、杉浦辰夫議員。

○10番（杉浦辰夫） わかりました。

以前、調停申し立てとして、看護職員修学資金の返還請求並びに、借上公共賃貸住宅の返還に係る事案もあったと思います。今回のあかおにどんの場合は、返還条件について合意に至らなかったために調停申し立てを行ってくるということですが、その調停が整わなかった場合は、裁判所に訴訟提起するということができると思います。市として訴えの提起まで視野に入れているかどうか、お聞かせください。

○議長（北川広人） 健康推進グループ。

○健康推進G（磯村和志） 原状回復の考え方に隔たりがあり、お互いに歩み寄れない状態が続くことは、双方にとって好ましくないことでもあります。市といたしましては、現状を打開し、双方が合意できるよう裁判所への調停申し立てを行い、話し合いによる解決を図ってまいりたいと考えております。

したがいまして、裁判ではなく調停による合意形成を目指してまいります。

○議長（北川広人） 10番、杉浦辰夫議員。

○10番（杉浦辰夫） わかりました。

相手方にとっても、御自身が所有する物件を自由に利活用できないことは、お互いに好ましいことではないと思います。早期に話し合いによる解決を実現していただきたいと思ひますし、それで解決のスタートに立つためのものが、今回の議案であると思ひます。また、今回は当初議案でなく、追加議案となっておりますが、当初に出せなかった理由、そして高浜市が裁判所に民事調停の申し立てを行うことを、相手方は御存じかどうか、お願いいたします。

○議長（北川広人） 健康推進グループ。

○健康推進G（磯村和志） 相手方との協議が平行線が続く中で、調停申し立てを行うことに対しまして、相手方がわかっていただけたということで、このタイミングで追加上程をさせていただいております。

相手方はこの6月議会に調停申し立ての議案を上程し、民事調停の申し立てを行うことにつきましては、協議の中でお知らせをするとともに、わかっていただいております。今回の調停による解決を目指してまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひをいたします。

○議長（北川広人） ほかに。

8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） あかおにどんは4月から高浜小学校に移転していると思ひますけれども、賃借料の支払いは、4月以降は払っているかどうか、お答えてください。とりあえずそれ1つ。

○議長（北川広人） 健康推進グループ。

○健康推進G（磯村和志） 4月以降の賃借料は払っておりません。

○議長（北川広人） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（北川広人） ほかに質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第54号については、会議規則第36条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、福祉文教委員会に付託いたします。

○議長（北川広人） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

常任委員会の開催により、6月22日から7月3日までを休会といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北川広人） 御異議なしと認めます。よって、6月22日から7月3日までを休会とすることに決定いたしました。

再開は、7月4日午前10時であります。

本日は、これをもって散会といたします。御協力ありがとうございました。

午前10時57分散会
